

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書

子どもの発達においては、難聴が早期に診断されず療育が遅れると、言語だけでなく、様々な面での発達が遅れると言われており、難聴の早期診断と、早期の補聴器装用等による聴覚補償を行うことが重要である。

本年3月に、厚生労働省及び文部科学省が設置した「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトチーム」の報告においても、「難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、より有効に音声言語の発達を促すことが可能」とされている（令和元年6月）。

支援の一つとして挙げられる補聴器については、身体障害者手帳の交付を受けた場合、障害者総合支援法に基づく補装具費支給の対象となり、利用者負担は原則1割となるが、身体障害者手帳の交付対象とならない場合、購入に係る費用は自己負担となる。

そのため、本県においては、補聴器の装用による音声言語能力向上及び等しく学び成長できる環境の確保により、コミュニケーション能力等の成長に寄与することを目的として、県独自事業により18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成を行ってきたところである（負担割合は、県、市、本人それぞれ3分の1）。

現在では、その必要性の共通認識が広がり、全国の都道府県においても同様の助成が行われているが、自治体独自財源による助成には限界があり、本県も含め多くの自治体で、本人（保護者）の負担割合は3分の1とされている。

以上のようなことから、国におかれては、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児の補聴器購入費に対して、補装具費支給の場合と同程度の本人（保護者）1割負担となる公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

水 俣 市 議 会